

# ヒルフェ通信(12月号)

❖ そっと寄り添いやさしくサポート ❖

「公益社団法人成年後見支援センターヒルフェ」は東京都行政書士会が社会貢献の一環として設立した法人です。



## ◆「日本成年後見法学会第14回学術大会」レポート④

今回は、【午前の部】の個別報告に続く特別報告2件のうち、1件についてレポートします。

1「当事者からみた成年後見制度」櫻田なつみ(統合失調症の当事者)

《本報告は》引きこもり、就労失敗を繰り返していた本人が、当事者として利用促進委員会の審議に参加して、感じたことや本当に求めたいことを伝える。

具体的には次のとおり。

- ①委員会で感じたこと; 制度の認知・周知がされておらず、当事者が制度自体を利用するにしてもメリットを感じにくく、仕組みや手続きが複雑で利用のハードルが凄く高い。どこに相談窓口があるかも分からない。一番助けてほしいのは意思決定支援。
- ②制度を利用するにあたり; 不安をとり除き、自分の意思をきちんと伝えるため、時には手助けが必要なので声かけをまめにしてほしい。口頭だけの説明では途中でパニックになり情報がうまく整理できないことがある。解りやすい図やイラストで説明を。
- ③当事者からみて; 利用したい方がなかなか相談窓口につながらないケースもある。専門職の中にも、成年後見制度のことをよく理解していない方も多く、身近にいる支援者に相談しにくいケースもある。
- ④地域連携ネットワークについて; 当事者の声に耳を傾け、よりメリットを感じられるものに。ネットワークを作ることはかなりの労力がかかることも聞いたが、「誰のため、誰に必要なのか」を考えて早めの設置をお願いしたい。(理事 高橋進)

## ◆日本成年後見法学会 国際シンポジウム「アジアの成年後見法とスペシャル・ニーズ・トラスト」参加報告

日時: 平成29年11月4日(土) 13:00~18:00

場所: 筑波大学 東京キャンパス

2025年には認知症高齢者が推計730万人に上り、現在の成年後見制度利用者数20万人という実情から見ても既存の後見制度だけでは対応しきれないことは明白である事から、海外の動向に学ぶ姿勢が重要であるという事で、今回は急速に高齢化が進んでいるアジア各国を中心に専門家を招聘し、プログラム記載の通り講演と討論が行われました。

具体的には、2010年の横浜宣言および2016年ベルリンにおける修正横浜宣言の意義、特に意思決定代行から意思決定支援へのパラダイムシフトや、後見人を支える仕組みとしての「地域後見法人」の考え方など世界的な動向についての話の後、各国の成年後見法とその改革についてそれぞれ発表がありました。

中でも今回紹介された「スペシャル・ニーズ・トラスト」は、もともと富裕層が財産を守るためにやっていた家族信託の仕組みを一般人にも使えるようにしたもので、単独では信託を設定できない各人の少額資産をプールし経済的にスケールメリットを得られるようにして公的機関が管理するというもので、大変興味深いものでした。(三木 隆)

時間	内容
13:00-13:15	開会式・挨拶 櫻田 氏(日本成年後見法学会常任理事)
13:15-13:30	特別報告 大野 浩 氏(日本成年後見法学会常任理事)
13:30-13:45	「アジアの成年後見法とスペシャル・ニーズ・トラスト」の動向 Volker Lipp 氏(ドイツ・フランクフルト大学)
13:45-14:00	「日本の成年後見法とその改革」 藤 藤 氏(台湾・政治大学)
14:00-14:15	「韓国の成年後見法とその改革」 朴 白儀 氏(韓国・ Seoul National University)
14:15-14:30	「日本の成年後見法とその改革～成年後見制度利用促進法を中心として～」 櫻田 氏(筑波大学)・日本成年後見法学会常任理事
14:30-14:45	討論
14:45-15:00	「タイの成年後見法とその改革」 〇 氏(タイ・バンコク大学)
15:00-15:15	「シンガポールの成年後見法とその改革」 〇 氏(シンガポール・国立大学)
15:15-15:30	「オーストラリアの成年後見法とその改革」 〇 氏(オーストラリア・メルボルン大学)
15:30-15:45	「ドイツの成年後見法とその改革」 〇 氏(ドイツ・フランクフルト大学)
15:45-16:00	「高橋進氏特別講演」 〇 氏(日本成年後見法学会常任理事)
16:00-16:15	討論
16:15-16:30	討論
16:30-16:45	討論
16:45-17:00	閉会式



## ◆東京家庭裁判所「後見サイト」よりの情報(平成29年10月16日付情報)

- ①後見等開始の審判のために鑑定が必要な場合について、ご本人の主治医、もしくは裁判官の判断により第三者専門医に鑑定をお願いすることがあります。鑑定費用については、後見等開始の審判において、ご本人が負担する旨の判断がなされた場合、申立人は本人の後見人を通じて鑑定費用相当額の支払いを受けることができます。
- ②後見人等の辞任を希望する場合について、「後見人等辞任許可の申立て」をし、家庭裁判所の許可を得ることが必要です。ただし、後見等の手続きが終了する訳ではありませんので、併せて「後見人等選任の申立て」を行う必要があります。
- ③後見制度支援信託を利用した場合の提出書類について、毎年の定期報告に際し、報告期間中の一時点における残高が分かるものを提出して下さい。  
※詳しくは、東京家庭裁判所「後見サイト」をご覧ください。